

# 関西学院大学 研究成果報告

2022 年 4月1日

関西学院大学 学長殿

所属： 商学部  
職名： 教授  
氏名： 山口隆之

以下のとおり、報告いたします。

研究制度	<input checked="" type="checkbox"/> 特別研究期間 <input type="checkbox"/> 自由研究期間 <input type="checkbox"/> 大学共同研究 <input type="checkbox"/> 個人特別研究費 <input type="checkbox"/> 博士研究員 ※国際共同研究交通費補助については別様式にて作成してください。
研究課題	中小企業並びに小規模企業の本質の理論的究明、ならびに中小企業政策の国際比較
研究実施場所	国内
研究期間	2011年 9月 20日      ～      2012年 3月 31日 ( 12 ヶ月)

## ◆ 研究成果概要 (2,500字程度)

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

大企業に対する相対概念としての中小企業、並びに小企業については国内外も含めこれまでその経営体としての本質が理論的に十分議論されてきたとは言い難い。したがって、これら企業の本質を理論的に究明することを一つの目的とした。その際、これまでわが国では紹介される機会が稀であったアングロサクソン以外の国の中小企業理論にも着目する必要があると考えた。

そこで特別研究期間において、中小企業並びに小規模企業の本質の理論的究明に際しアングロサクソンの研究とは一線を画すユニークな研究視点を持つフランスの研究グループによる一連の成果を確認するべく、現地での資料収集ならびに研究を予定したが、世界的パンデミックの影響により、海外での研究を断念せざるを得なくなった。そこで、国内においても一定の資料や文献に比較的アクセスしやすい中小企業政策について、特にフランスおよびEUの動きを追い分析する事に重点を置いた。

1980年代末以降、多くの国や地域ではクラスターの概念のもとに、特定の地理的空間における多様な主体の相互作用を通じたイノベーション振興や地域活性化策が打ち出されている。我が国でも過去において、いくつかのクラスター政策が打ち出されたが、それらは省庁レベルの政策に留まるものであり、かつ現在まで継続的にその政策効果を検証し、政策議論が拡大するという状況には至っていない。

こうした中、他国と比べても大規模かつ長期に渡り国レベルでクラスター政策を展開しているフランスの事例に注目した。我が国とは対比的にフランスでは、当初よりクラスター政策を国家戦略の中心に位置付けており、今日それはEU統合の深化にともなう欧州戦略への適応を視野に入れつつ、イノベーション政策や産業政策、あるいは中小企業政策や地域振興政策を結び付ける結節点としての役割を果たしている。

しかし上述のようにフランスの事例が興味深いものではあるものの、その情報はまだ十分とは言えない。特に、これまでの論考や調査の関心の多くは「競争力の集積地 (pôle de compétitivité)」と呼ばれるフランスの政策クラスターの内容や政策推進構造、あるいは個別集積の運営体制や政策効果の検証等にあり、当該政策がいかなる議論を経て今日まで継続されてきたかについては、時系列な観点も含めて、必ずしも十分な分析や紹介がなされていない。

そこで、まずはフランスにおいてクラスター政策の最初の政策更新がなされた前後、すなわち政策の第1フェーズから第2フェーズへの移行期に期間を限定した上で、フランスのクラスター政策が国内においていかに評価され議論されていたのかを考察した。具体的には、実際の政策への影響に鑑みて、フランス経済社会評議会 (Conseil économique et social) の意見と提言およびフランス上院 (Sénat) に設置された「競争力の集積地」に関するワーキング・グループの報告書を分析対象とした。これらの作業を通じて、当該期間におけるフランスのクラスターをめぐる議論の特徴とその方向性を明らかにした。

以上の内容は、下記論文成果として発表済みである

- ・ 山口隆之「フランスのクラスター政策を巡る議論—政策の第2フェーズを中心に—」『商学論究』第69巻第3号、2022年3月

続いて現在は上記、第2フェーズの外部評価以降の政策およびその評価を巡る議論の内容を考察すべく研究を進めている。これまでの分析をもとに結論を先に述べれば、フランスの政策クラスターは、欧州統合の深化の下、その戦略と連動したイノベーション政策や中小企業政策との関連性を一層強めている。そして、従来個別に取り上げられがちであった国内各領域の国内政策が、政策策クラスターである「競争力の集積地」を媒介として国家戦略のもとに統合されていくプロセスをみることができる。具体的には、第2フェーズの終了以降、フランス政府は「競争力の集積地」が、国の科学技術やイノベーション政策、産業政策、そして地域開発政策の交差点に位置付けられるとの姿勢を明確にしており、これら各方面における既存制度や政策ツールと「競争力の集積地」の連携を積極的に進めている。それ

以前のフェーズと比した第 3 フェーズ以降の特徴は、次のようにまとめられるとの結論に至った。

まず第 1 フェーズから第 2 フェーズが集積の立ち上げと運営構造の構築、および共同研究開発プロジェクトの促進に重点を置いていたのに対して、第 3 フェーズ以降では集積活動がもたらす実質的な効果やアウトプットを重んじ、生み出される製品やサービスの市場性を評価軸にするという方向へシフトしている。これは集積を「共同研究開発のプロジェクト工場」とみなす立場から、「有望な製品やサービスの生産工場」と位置付ける立場への明確な変化であり、われわれはここに、発展段階的視点から次の政策ステップへ移行したことを確認できる。

そしてこうした集積の発展段階を見据えた政策シフトとともに、特に第 4 フェーズ以降で顕著となるのが、欧州戦略との連動である。先の「競争力の集積地」に関連する国内の諸政策や施策は、「ホライズン 2020」の実現に向けた欧州のイノベーション政策、地域政策、結束政策、そしてこれらに通底する中小企業政策との関係性を深め、各集積としても財務的な自立化に向けた資金獲得の上で欧州戦略の動向を軽視できなくなっている。このように「競争力の集積地」は、政策の開始からおよそ 15 年以上を経て欧州戦略とフランスの国家戦略、およびこれに付随する国内諸政策や制度を結び付けるキーツールとしての役割を期待されていることが確認できた。

以上のフランスの事例から我が国が学ぶべき点としては、まず政策がトップダウンかボトムアップかという二者択一の論理ではなく、むしろそれらを組み合わせたハイブリッドな論理と手法によって進められてきたことが上げられる。すなわち、「競争力の集積地」の振興政策はその当初から、地域開発関係主体や地方自治体への計画公募から始まっており、この意味では地域のイニシアチブ重視という側面がある。しかし、他方で認定後の公的資金の配分は国家戦略上重要な国際的集積に傾斜的に配分されており、この点ではトップダウン的視点からの選択論理が見て取れる。既にみたように政策運営を全体的にみれば、地域圏に経済発展・地域開発に係る権限を大幅に付与し、希望に応じて欧州資金の管理権限を委譲する 2015 年公布のノートル法 (loi NOTRe) や地域圏の統合といった地方分権の流れの中で、近年に近づくほど、地方自治体の役割は拡大する傾向にあるが、これを国と地方自治体の責任の切り分けを慎重に模索しながら、漸進的に進めてきたことは評価されるべきである。

次に、従来はある意味棲み分けがなされてきた各部門の政策や施策を国家戦略のもとに統合していく動きがみられることも注目される。既にみた様に「競争力の集積地」のもとでは、科学技術やイノベーション政策、教育・研究政策や地域政策、そして中小企業政策等が結び付けられ、これらと国家戦略の首尾一貫性が重視されている。これは、理解のしやすさも含めて、政策の正当性についてひろく国民の理解を得る上でも重要と思われる。

最後に上記とも関連するが、戦後フランスでは雇用環境や失業問題が政権を問わず優先順位の高い課題であり続けたことから、特に産業政策や地域政策と雇用政策を結び付ける動きがみられることも注目される。具体的には、既にみたように「競争力の集積地」の課題の一つとして、地域のイニシアチブのもとに次世代を見据えた成長性の高い分野で需要が見込まれる人材の予測と教育訓練が指摘されている。これは地域の活性化や国の将来的な競争力の上で重要であることもさることながら、国民経済を支える企業のうち圧倒的多数を占める中小企業が量的な雇用不足のみならず、質的な雇用の不足という問題を抱えるという、事実を照らして、わが国にも参考になるところが大きい。

以上の第 3 フェーズを中心とした研究については、目下論文作成中である。また、これらと並行して EU におけるクラスター政策の動向を明らかにすべく、重要文献の洗い出しと分析をおこなっている。

以上

報告用紙②

提出期限：研究期間終了後2ヶ月以内

※個人特別研究費：研究費支給年度終了後2ヶ月以内 博士研究員：期間終了まで

提出先：研究推進社会連携機構（NUC）

※特別研究期間、自由研究期間の報告は所属長、博士研究員は研究科委員長を経て提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。